

令和7年度 第2回 綾部市地域公共交通活性化協議会

次 第

日 時 令和8年1月8日（木）
午後3時から
場 所 ものづくり交流館 多目的ホール

1 開 会

2 開会あいさつ

3 議 事

第1号議案

地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について

P1～

第2号議案

特定非営利活動法人山家みらい（交通空白地有償運送）の更新について

P15～

第3号議案

あやべ市民バス運行区間再構築ガイドラインについて

P27～

4 報告事項

5 閉 会

令和7年度 綾部市地域公共交通活性化協議会委員名簿

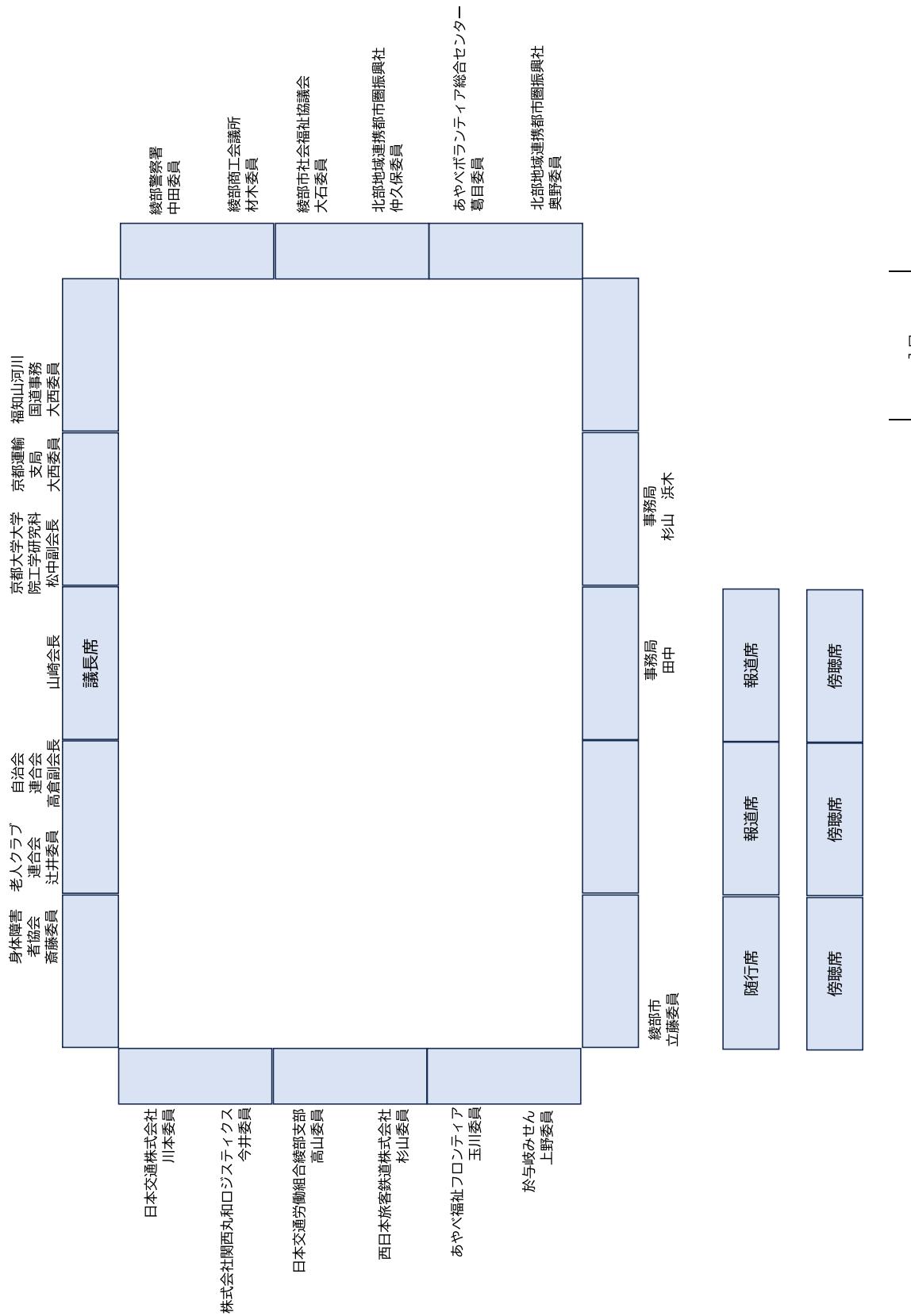
(敬称略)

	所属	職名	氏名	備考
1	綾部市	市長	山崎 善也	会長
2	綾部市自治会連合会	会長	高倉 正明	副会長
3	京都大学大学院工学研究科	准教授	松中 亮治	副会長
4	綾部市老人クラブ連合会	会長	辻井 邦夫	
5	綾部市身体障害者協会	会長	斎藤 信吾	
6	綾女ねっと	会長	河北 ひさ子	監事 欠席
7	日本交通株式会社 <small>取締役兼福知山・綾部営業所長 京都北部地域担当</small>	川本 康博		
8	株式会社関西丸和ロジスティクス	物流事業部 事業本部長	今井 剛	代理出席 課長 四方 昌人
9	日本交通労働組合綾部支部	綾部支部長	高山 龍児	
10	西日本旅客鉄道株式会社 京滋支社	副支社長	杉山 幸介	代理出席 主査 鈴木 武志
11	特定非営利活動法人 あやべ福祉フロンティア	理事長	玉川 弘信	代理出席 副理事長 若林 豊
12	特定非営利活動法人於与岐みせん	理事長	上野 司	
13	国土交通省近畿運輸局 京都運輸支局	首席運輸企画専門官 (企画調整)	大西 健二郎	
14	国土交通省近畿地方整備局 福知山河川国道事務所	所長	大西 民男	代理出席 事業対策官 安井 茂信
15	京都府中丹東土木事務所	所長	市原 隆	欠席
16	京都府綾部警察署	署長	中田 勝康	代理出席 交通課長 内藤 知則
17	綾部商工会議所	会頭	材木 正己	監事 代理出席 専務理事 上原季司
18	綾部市社会福祉協議会	会長	大石 浩明	
19	一般社団法人 京都府北部地域連携 都市圏振興社 綾部地域本部	地域本部長	仲久保 政司	
20	あやべボランティア総合センター	運営委員長	葛目 光男	代理出席 運営副委員長 塩見 清子
21	京都府中丹広域振興局	局長	奥野 昌徳	代理出席 企画・連携推進課長 福井 あゆみ
22	綾部市	市民環境部長	立藤 聰	

【事務局】

1	綾部市市民環境部市民協働課	課長	田中 恵美	
2	綾部市市民環境部市民協働課 市民活動推進担当	担当長	杉山 聖子	
3	綾部市市民環境部市民協働課 市民活動推進担当	主任	浜木 宏一郎	

令和7年度 第2回 綾部市地域公共交通活性化協議会 配置図



(案)

第1号議案

7 綾地公協第 号
令和8年1月 日

近畿運輸局長 様

名 称：綾部市地域公共交通活性化協議会
住 所：京都府綾部市若竹町8番地の1
代表者名：会長 山 崎 善 也

地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について（報告）

別添のとおり地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価を行いましたので、報告いたします。

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

令和8年1月31日

協議会名：綾部市地域公共交通活性化協議会

評価対象事業名：地域内ファイダー系統確保維持費国庫補助金

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点 (特記事項を含む)
綾部市	あやバス	あやバス利用促進のため、中学生以下運賃無料の継続的な実施や市民モニター制度の実施を行つた。また運行開始20周年を記念した公共交通シンポジウムの開催や、オリジナルやバスチヨロQ作成など、新規の利用促進事業も行つた。	A 事業が計画に位置付けられた	A 事業が計画に位置付けられた目標を達成した。	・人口の減少とともに公共交通の利用者が減っている中で、利用者の増加が見込める利用促進等を検討する。 ・市内団体が実施する自家用有償旅客運送との連携を強化し、バスへの接続をスムーズにするとともに、バス待ち環境を整える。

事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

令和8年1月31日

協議会名：	綾部市地域公共交通活性化協議会
評価対象事業名：	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
綾部市では、民営バスの撤退を受けて平成17年からあやべ市民バス「あやバス」を運行している。運行開始以降、年間20万人以上の利用があつたが、少子高齢化や生産年齢人口の減少、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度には約15万人に減少した。少子高齢化や人口減少社会においては、公共交通の運営は厳しい状況にあるが、綾部市の発展やまちづくりの実現のためにには、公共交通の安定的な運行の確保が必要である。 このことから、綾部市は公共交通課題に対応し、将来にわたり公共交通サービスを安定的・持続的に提供することや誰もが利用しやすい公共交通サービスの提供を目指し、コンパクトアンドネットワークによる都市構造の実現を図る。	

綾部市地域公共交通活性化協議会（ネットワーク全体の評価）

1. 協議会が目指す地域公共交通の将来像

公共交通の将来像

綾部市の現況

綾部市の公共交通は、民営バスの撤退を受け、平成 17 年からあやべ市民バス「あやバス」を運行している。運行開始以降、年間 20 万人以上の利用があったが、少子高齢化や生産年齢人口の減少、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、令和 3 年度は約 15 万人まで減少した。少子高齢化や人口減少社会においては、公共交通の運営も非常に厳しい状況にあるが、綾部市の発展やまちづくりの実現のためにも、あやバスのほか自家用有償旅客運送など公共交通の安定的な運行の確保が必要である。

将来像

綾部市の交通課題に対応し、将来にわたって公共交通サービスを安定的・持続的に提供することや、誰もが利用しやすい公共交通サービスの提供を目指し、コンパクトアンドネットワークによる都市構造の実現を図る。

上位、関連計画

○第 6 次綾部市総合計画

あやバスの安全で利便性の高い運行を推進するとともに、自主運行バス等の運行支援によりラストワンマイルの移動手段の確保に努める。また、鉄道の利用促進を図り、誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの構築を目指す。

○京都府北部地域連携都市圏公共交通計画

自家用車に過度に頼ることなく、公共交通利用者の満足度を高めるとともに、利用機会などをつくりながら、公共交通へのマインドリセットの転換を図る。

○JR 山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通計画

地域住民の様々な移動シーンにおいて、気軽に利用可能で、移動先の選択の幅を広げるような、また来訪者や移住者に対しては、次もこの地域に來たくなるような、この地域に住み続けたくなるような公共交通の実現を目指すものとする。

公共交通ネットワークのイメージ図

別添

2. 目標設定及びその達成状況の評価に関する事項

綾部市が公的資金を投入しているあやバスなど、市内を運行している公共交通の維持・確保においては、まず、より多くの方々にご利用いただくことが重要であるため、誰もが利用しやすい公共交通に向け、利用促進策に積極的に取り組みます。

1. 市内の公共交通の利用者数
2. 市の公的資金投入額（あやバスへの公的資金投入額）
3. 市が公的資金を投入しているバス交通の収支率(あやバスの収支率)
4. 公共交通カバー率
5. 市民の公共交通に対する満足度(点数化)
6. 情報のオープン化(G T F S)に対応した路線数

3. 目標達成に向けた公共交通に関する具体的な取組み内容

(1) 取組経緯

綾部市地域公共交通活性化協議会の開催状況

○令和6年度 綾部市地域公共交通活性化協議会（書面決議）

令和6年10月21日(月)

議題

1. 口上林地区の交通と暮らしを守る会の自家用有償旅客運送の更新登録の申請について

○令和6年度 綾部市地域公共交通活性化協議会（書面決議）

令和6年11月20日(水)

議題

1. 地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通計画の変更について

○令和6年度 綾部市地域公共交通活性化協議会（書面決議）

令和7年1月22日(水)

議題

1. 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について

○令和6年度 第2回綾部市地域公共交通活性化協議会

令和7年3月27日(木) 10時～11時

議題

1. 令和6年度補正予算について
2. 令和7年度事業計画（案）及び予算（案）について
3. 奥上林地区の交通とくらしを考える会（交通空白地有償運送）の更新について

○令和7年度 第1回綾部市地域公共交通活性化協議会

令和7年5月9日(火) 14時～15時

議題

1. 令和6年度事業報告及び決算報告について
2. 奥上林地区の交通とくらしを考える会のドライバー追加について
3. 地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画認定申告書の提出について

(2) 目標を達成するために行う事業・実施主体・事業概要等

補助対象事業

地域公共交通確保維持改善事業				
事業	実施主体	着手・実施期間	種別	事業概要
地域内フィーダー系統補助事業	綾部市地域公共交通活性化協議会	R6.10 ～R7.9	フ	地域内フィーダー系統であるあやバスの運行

【種別】幹：地域間幹線系統、フ：地域内フィーダー系統、策：計画策定事業、利策：利便増進計画策定事業、利推：利便増進計画推進事業、継策：運送継続計画策定事業、継推：運送継続計画推進事業

その他補助事業			
事業	実施主体	着手・実施期間	事業概要
空白地有償運送	特定非営利活動法人於与岐みせん	平成22年4月21日～	みせんバス（於与岐町・施福寺地区）の運行
空白地有償運送	口上林地区の交通と暮らしを守る会	令和4年10月19日～	なかやま号（口上林地区、中上林地区）の運行
空白地有償運送	奥上林地区の交通とくらしを考える会	令和5年7月24日～	やまびこ号（奥上林地区・奥上林診療所まで）の運行
空白地有償運送	特定非営利活動法人山家みらい	令和6年1月26日～	山タク（山家地区）の運行

福祉有償運送	特定非営利活動法人あやべ福祉フロンティア	平成 18 年 9 月 28 日～	在宅高齢者移送サービス事業
--------	----------------------	-------------------	---------------

非補助事業

事業	実施主体	着手・実施期間	事業概要

(3) 生産性向上の視点から取り組んだ事業

※「(2) 目標を達成するために行う事業・実施主体・事業概要等」のうち、生産性向上を目指して取り組んだ事業について、その内容を記入して下さい。

※上記以外の事業においても、該当する事業・取組等があれば、その内容を記入して下さい。

事業	取組内容	効果目標
地域内フィーダー系統補助事業	<ul style="list-style-type: none">あやバスの利用ニーズ把握のための、市民モニターや、市民アンケートを実施。関係機関と連携を取りながら、持続的な体制づくりを推進。ホームページや SNS を活用した利用促進。	利便性向上による利用者数の増加。

4. 具体的取組に対する評価

目標値

あやバス乗車人数 16.1 万人 (R9) ※15.9 万人 (R2)

JR 西日本 56.8 万人 (R9) ※57.2 万人 (R2)

あやバスへの公的資金投入額 19,900 万円／年 (R9) ※16,100 万円／年 (R3)

あやバス収支率 13.0% (R9) ※14.6% (R3)

公共交通カバー率 90% (R9) ※89% (R4)

(綾部市地域公共交通計画 P54 参照)

利用者実績

あやバス乗車人数 176,999 人

・綾部市地域公共交通計画策定以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変わり、社会的な移動が活発になってきたこともあり、あやバスの乗車人數は、176,999 人と増加傾向にあるが、コロナ禍以前の水準にまでは戻っていない。また、運賃収入は、令和 7 年度は 28,098,850 円となっており前年比 102% と微増となっている。

・あやバスの利用は主に高齢者と学生であり、買い物や通院・通学など生活に密着した運行（ルート、ダイヤ）を行っており、重要な交通手段となっている。

・あやバスは、令和 6 年 4 月 1 日の運行から中学生以下の運賃を無料とし、子ども達への利用促進を図っている。また、子どものころから公共交通の利用に慣れ親しむことで、将来の公共交通の乗車拡大につなげたいと考えている。

・市内では、5 団体が自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送 4 団体、福祉有償運送 1 団体）を行っており、電車やバス、タクシーにおける空白地での移動をカバーしており、最寄りの駅やバス停に接続している。

5. 自己評価から得られた課題と対応方針

課題	課題への対応方針
あやバスの乗車人数は、中学生以下無料化などにより、増加傾向にあるもののコロナ禍以前の水準にまでは戻っていないことから、更なる利用者層の拡大に向けた取り組みを実施が必要になる。	市民へのアンケートや、市民モニターを活用し、利用者のニーズの把握に努めたい。

綾部市地域公共交通活性化協議会（これまでの経緯）

1. 昨年まで（直近）の二次評価の活用・対応状況

昨年まで（直近）の二次評価における事業評価結果	事業評価結果の反映状況 (具体的対応内容)	今後の対応方針
一部の運賃無料や、交通空白地の自家用有償運送事業等によるバス利用機会の増加のための取組により目標・効果を達成しており利用促進の取組みを着実に実施している点は評価できる。 引き続き移動ニーズの把握や事業の効果検証を着実に行い、利用促進に努められたい。	バスの利用促進ため、中学生以下運賃無料の継続的な実施や市民モニター制度の実施を行った。また運行開始20周年を記念した公共交通シンポジウムの開催や、オリジナルあやバスチョロQ作成など、新規の利用促進事業も行った。	今後も継続した利用促進を行い、市民の公共交通における関心を深めるとともに、世代別の移動ニーズを把握するために、市民アンケートや、市民モニターを実施していくたい。

2. アピールポイント、特に工夫した点など

あやバスは、令和6年4月1日から中学生以下の運賃を無料とした。中学生以下の運賃無料は全国的にも珍しく、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの利用者数は11,461人。令和7年4月1日から令和7年10月末までの利用者数は、8,707人で、前年度比132%の増となっている。

令和6年10月には、累計乗車人数が400万人を達成し、あやバスオリジナルハンドタオルを利用者に配布するなど、あやバス利用への気運の醸成を図った。

令和7年5月には、あやバス運行20周年を記念し「あやべ公共交通シンポジウム」を開催し、有識者からの講演やパネルディスカッションを行い、公共交通についての市民や市民団体と共に公共交通のあり方について考える機会を創出できた。また20周年を記念したグッズとして「あやバスチョロQ」の作成し、ノベルティとしての活用や販売を行っている。

今後も様々な利用促進における取り組みを継続し、子どもから大人まで公共交通に触れる機会を設け、将来の公共交通の乗車拡大につなげたい。

圖縫路バスやあ

令和6年4月1日ダイヤ改正

特定非営利活動法人於与岐みせん
空白地有償運送

奥上林地区の交通と奥上林地区の会員連絡を考へる会

- ① 上林線 *Kambayashi Line* P- 5
 ② 於見市野瀬線 *Omi-Ichinose Line* P- 5
 ③ 東西線 *Tozai Line* P- 7
 ④ 志賀南北線 *Shiga-Namboku Line* P- 9
 ⑤ 西坂線 *Nishizaka Line* P-11
 ⑥ 篠田緩が丘線 *Shindai-Sakuragaoka Line* P-13
 ⑦ 黒谷線 *Kurotani Line* P-14
 ⑧ 西八田線 *Nishiyata Line* P-15
 ⑨ 紫水ヶ丘公園線 *Suisugao-koen Line* P-16



山家みらい
拡大図



市内全地区対象
福祉有償運送
あやべ福祉センター

公共交通ネットワークのイメージ図

自家用有償旅客運送の更新登録の申請について

◎取組概要

山家地域のラストワンマイルを解消するため、山家地区内をデマンド方式のドア to ドアで輸送する。

◎実施主体

特定非営利活動法人 山家みらい（任意団体）

代表者 理事長 波多野 隆史

所在地 綾部市鷹栖町豊後田32番地（綾部市基幹集落センター内）

◎現在の登録有効期間

令和6年2月1日～令和8年1月31日（初回登録期間2年、それ以降3年）

◎取組概要

運行日 月曜日～金曜日の週5日（土日祝日、年末年始は運休）

区域・路線 山家地区

時間 8時から17時まで

旅客の範囲 山家地区住民及びその関係者

予約 社会福祉法人ふきのとう事務局（土日祝日、年末年始は受付不可）

※利用予定日の2日前の正午までに電話予約

※予約受付時間 9時～正午

車両 6台（車両は持ち込み）

運転手 5人

料金 片道300円／一人

運行管理 責任者 新庄 祐士

整備管理 責任者 林 英行

事故対応 責任者 林 英行

苦情処理 責任者 林 英行

◎別添資料

自家用有償旅客運送の更新登録の申請 一式

令和8年1月 日

近畿運輸局 京都運輸支局長 殿

名 称 特定非営利活動法人 山家みらい
 住 所 京都府綾部市鷹栖町豊後田32番地
 (綾部市基幹集落センター内)
 代表者の氏名 理事長 波多野 隆史

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

名称 特定非営利活動法人 山家みらい
 住所 京都府綾部市鷹栖町豊後田32番地 (綾部市基幹集落センター内)
 代表者の氏名 理事長 波多野 隆史

2. 登録番号

近京交第15号

3. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

4. 路線又は運送の区域

(1) 路線

	起 点	主たる経過地	終 点	キ ロ 程
1				
2				
3				
4				
5				

(2) 運送の区域

区 域	備 考
綾部市山家地区	戸奈瀬町・釜輪町・広瀬町・橋上町・旭町・東山町・鷹栖町・西原町・和木町・下原町・上原町・下替地町

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
綾部市基幹集落センター	京都府綾部市鷹栖町豊後田32番地

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	保有区分	バ 斯		普通自動車 (軽)		合 計	
	保有			()			
	持込		※	6 (5)	※ ()	6 (5)	※
	合計			6 (5)		6 (5)	

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

山家地区住民及びその関係者

8. 路線又は運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

300円／回

9. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

10. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 路線図
- (3) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (4) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (5) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (6) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (7) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (8) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (9) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (10) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類

特定非営利活動法人 山家みらい

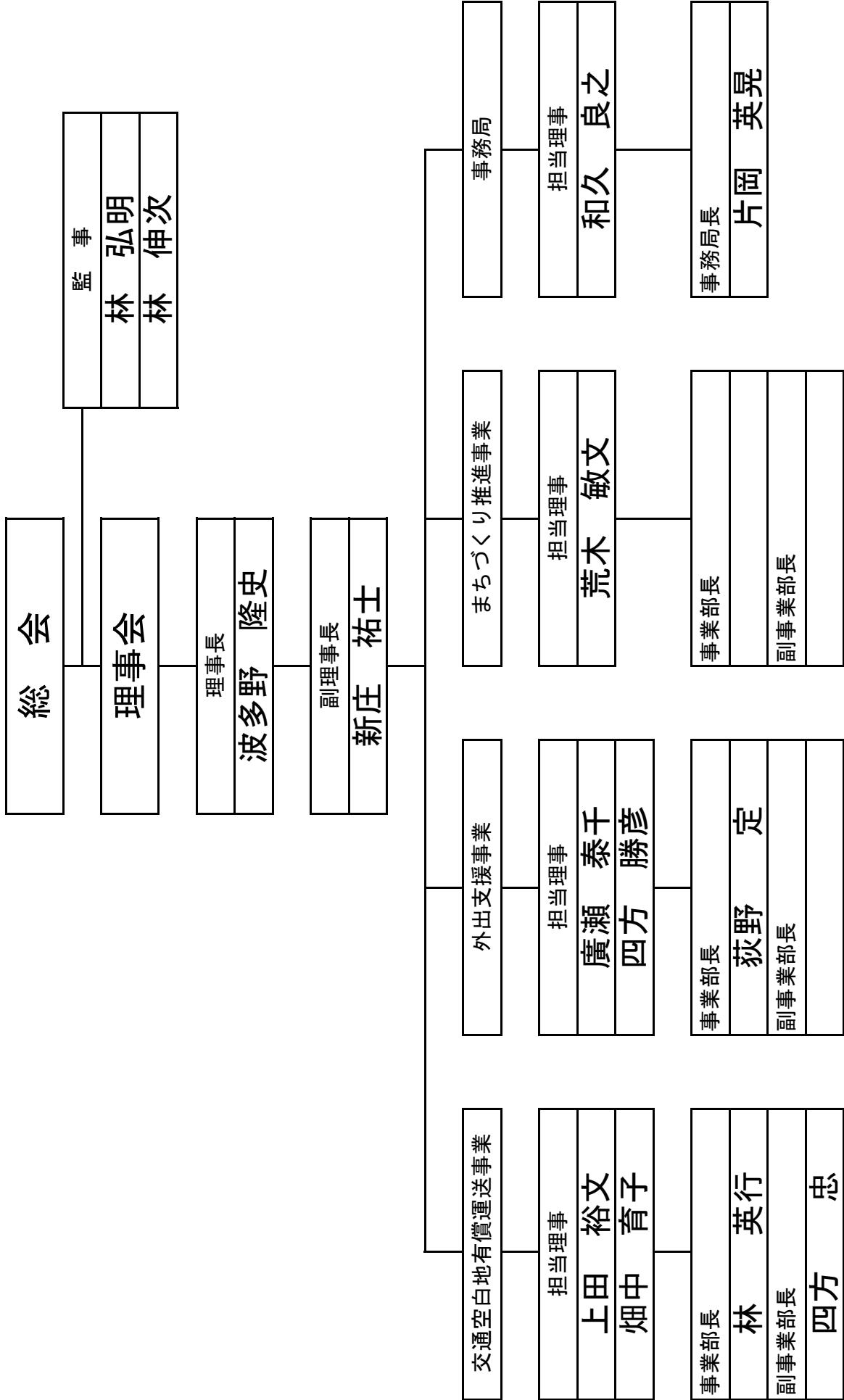
【役員名簿】

役職名	氏名	住所又は居住	報酬の有無
理事長	波多野 隆史	個人情報のため削除しています。	無
副理事長	新庄 祐士		無
理事	荒木 敏文		無
理事	上田 裕文		無
理事	四方 勝彦		無
理事	畠中 育子		無
理事	廣瀬 泰千		無
理事	和久 良之		無
監事	林 弘明		無
監事	林 伸次		無

【社員名簿】

氏名	住所又は居住
波多野 隆史	個人情報のため削除しています。
新庄 祐士	
荒木 敏文	
上田 裕文	
四方 勝彦	
畠中 育子	
廣瀬 泰千	
和久 良之	
林 弘明	
林 伸次	
林 英行	
四方 忠	
荻野 定	
廣瀬 哲	
片岡 英晃	

【特定非営利活動法人山家みらい 組織図】



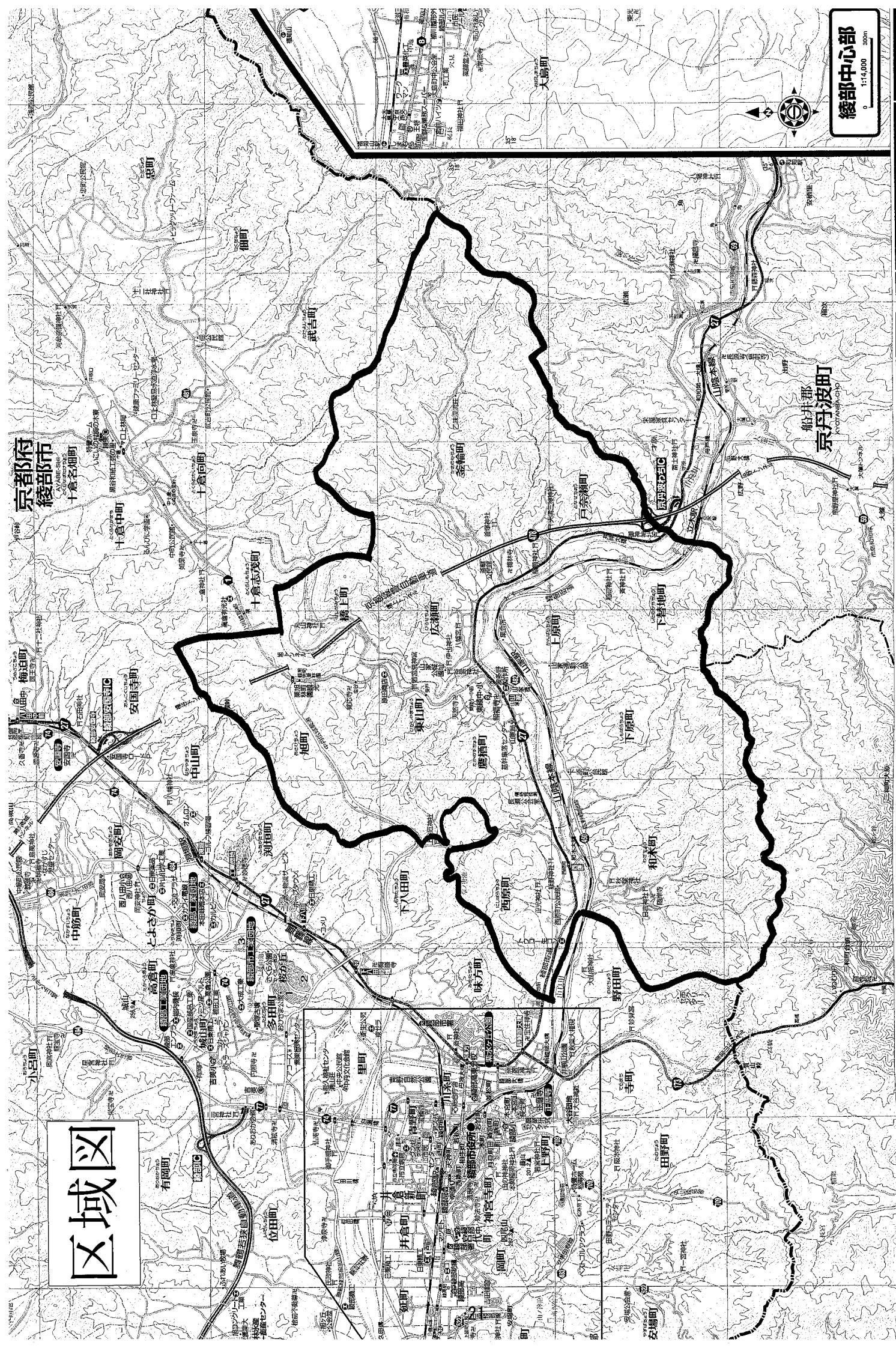
緩部中心部

1:14000

300m

京都市
綾部市

区域圖



近畿運輸局 京都運輸支局長 殿

宣誓書

当団体における役員の全員が、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓致します。

令和8年1月 日

名 称 特定非営利活動法人 山家みらい
住 所 京都府綾部市鷹栖町豊後田32番地
（綾部市基幹集落センター内）
代表者の氏名 理事長 波多野 隆史

運転者就任承諾書 兼 就任予定運転者名簿

申請者（特定非営利活動法人 山家みらい）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏 名	住 所	運転免許の種類	
			区分	種類
1	林 英行	個人情報のため削除しています。	中型	1種
2	田中 英男		中型	1種
3	四方 忠		中型	1種
4	片岡 英晃		中型	1種
5	荒木 敏文		中型	1種
6				種
7				種
8				種

※ 運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別（普通・大型及び1種・2種）を記載すること。

※ 第2種運転免許を有しない者にあっては、施行規則第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運行管理の責任者 就任承諾書

申請者（特定非営利活動山家みらい）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

令和 年 月 日

住 所 個人情報のため削除しています。
氏 名 新庄 祐士

※ 乗車定員11以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあっては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運送の主体(申請者名)	特定非営利活動山家みらい
-------------	--------------

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（特定非営利活動山家みらい）

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏名	住所	資格の種類	委託	協力
1	新庄 祐士	個人情報のため削除しています。	安全運転 講習受講		
2					
3					

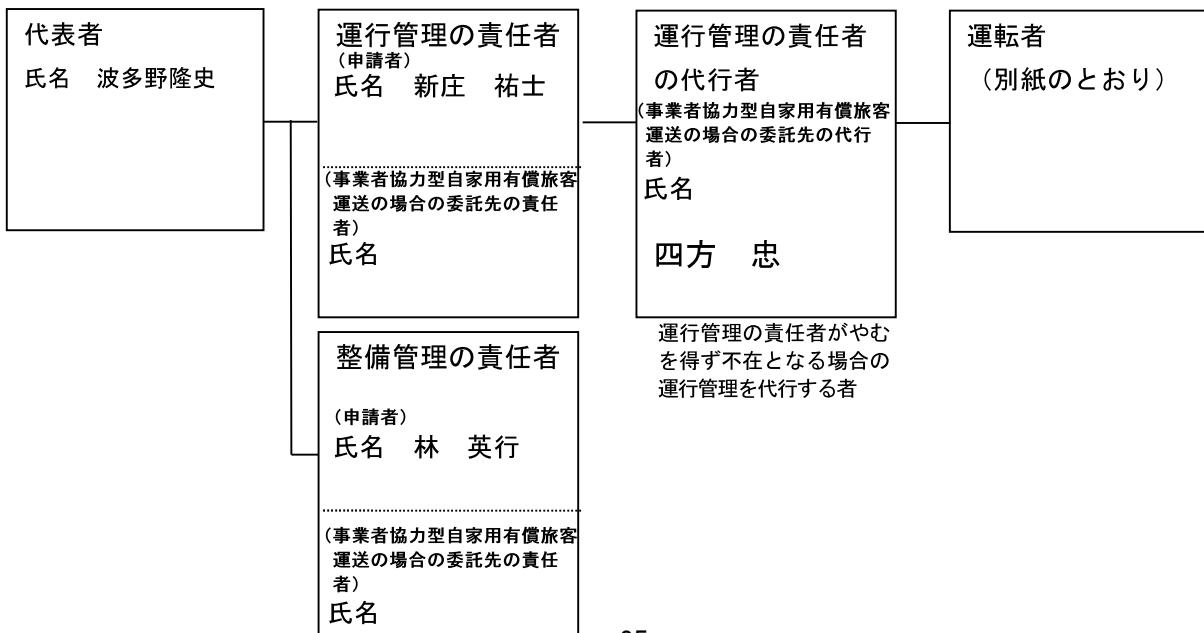
- 乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあっては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法23条第1項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。
- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

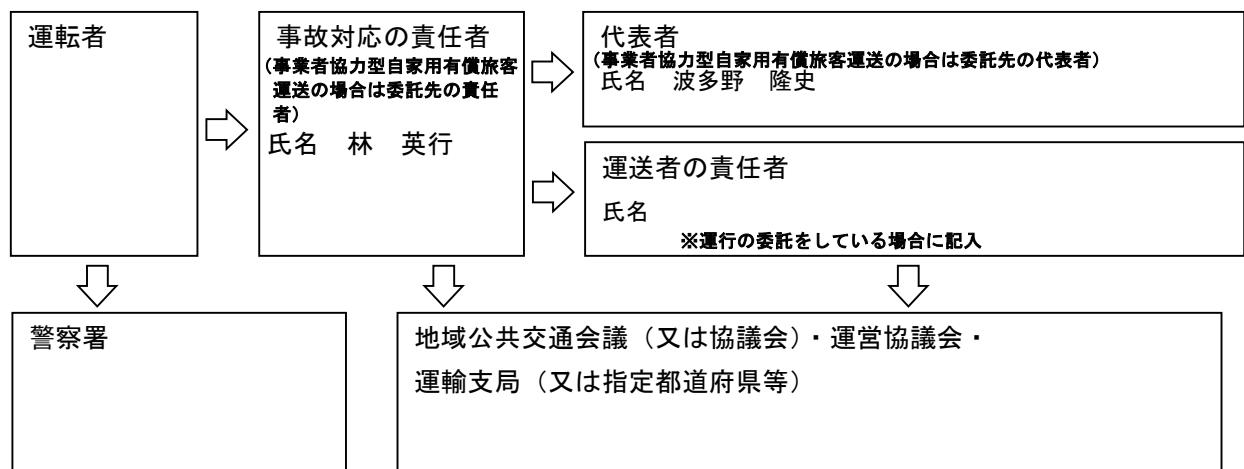
No	氏名	住所	協力
1	林 英行	個人情報のため削除しています。	
2			
3			

- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

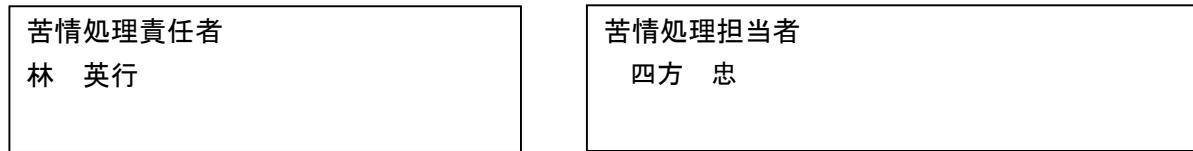
(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



2. 事故処理連絡体制



3. 苦情処理体制



あやべ市民バス運行区間再構築ガイドラインの策定について

1 策定の趣旨

あやバスの持続的な運行を図るため、地域の実情に応じて定期的に、路線の短縮・延伸並びにバス停の廃止・新設など再構築するための考え方や進め方の基準を定めるもの。

2 施行予定日

令和8年4月1日

3 適用範囲

すべてのあやバスの路線

4 検討対象区間（資料1）

- ア. 起終点のバス停から次にバスが転回できる場所が確保できるバス停までの区間
- イ. 枝線に設置されているバス停から本線までの区間

※これらのバス停、区間が、地域において重要な役割を果たしている場合（公共施設など）や、当該区間の廃止が困難であると判断した場合は、検討対象区間から外す。

5 実施周期（資料2）

あやバスのダイヤ改正の実施周期を勘案し、原則として5年周期とする。

○年度ごとの主な作業

1年目：ダイヤ改正の前年（利用実態の把握）

2年目：ダイヤ改正の実施年（利用実態の把握）

3年目：ダイヤ改正の翌年（沿線自治会等との協議、利用促進、綾部市公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）における審議）

4年目：新ダイヤ改正の確定

5年目：新ダイヤ改正の実施

6 見直し基準

検討対象区間において、月間乗降者数（当該区間に含まれるバス停の乗降者数の合計）が20人を下回る月が、1年間に6か月以上あること。

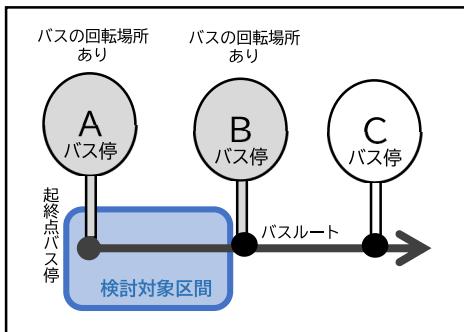
7 バス停の廃止及び路線短縮に関する手順の流れ（資料3・図一1）

8 バス停等の新設及び路線の延伸に関する手順（資料3・図一2）

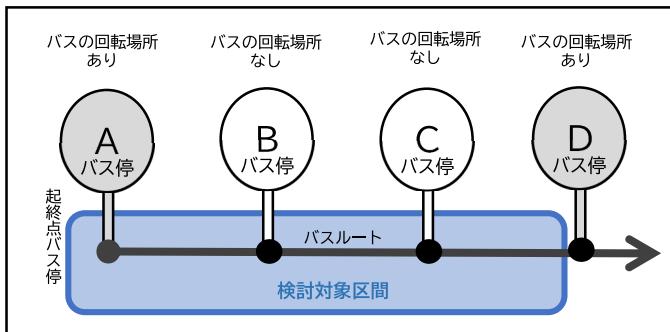
9 今後のスケジュール（資料2）

■ 検討対象区間の考え方

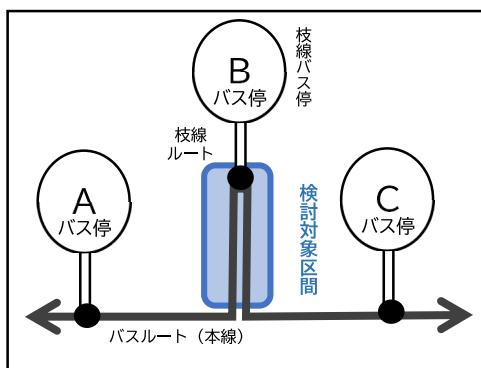
(アの例 1)



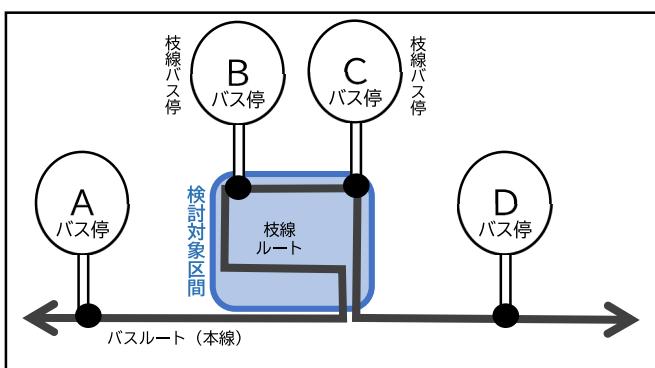
(ア)の例 2)



(イ)の例 1)



(イ)の例 2)



■ 検討対象区間（令和8年度～10年度）

路線	起終点のバス停 (区間)	あやバスが 転回可能な バス停	枝線のバス停 (区間)	地区	自治会	自治会内のバス停
上林線・於見市野瀬線（於見発着）	於見～神塚	小仲		奥上林	光野・故屋岡	於見、田の谷
於見市野瀬線 (市野瀬発着)	市野瀬～辻	睦志		中上林	市野瀬 辻	市野瀬、辻、睦志
志賀南北線 (藤波神社前 発着)	藤波神社前	西方公会堂		志賀郷	西方	藤波神社前、西方公会堂前、味噌尾、八丁
志賀南北線 (内久井 発着)	内久井	金河内		志賀郷	内久井	内久井
西坂線 (九社神社前 発着)	九社神社前	満福寺下		物部	西坂	九社神社前、満福寺下、西坂集荷場前、諏訪神社前
篠田桜が丘線 (深山 発着)	深山～篠田	別所		志賀郷	篠田	深山、篠田
篠田桜が丘線 (枝線)			別所	志賀郷	別所	別所・別所口
西八田線 (枝線)			高槻～ 高槻観音堂前	東八田	高槻	高槻堂前、高槻、 高槻観音堂前

■実施周期について

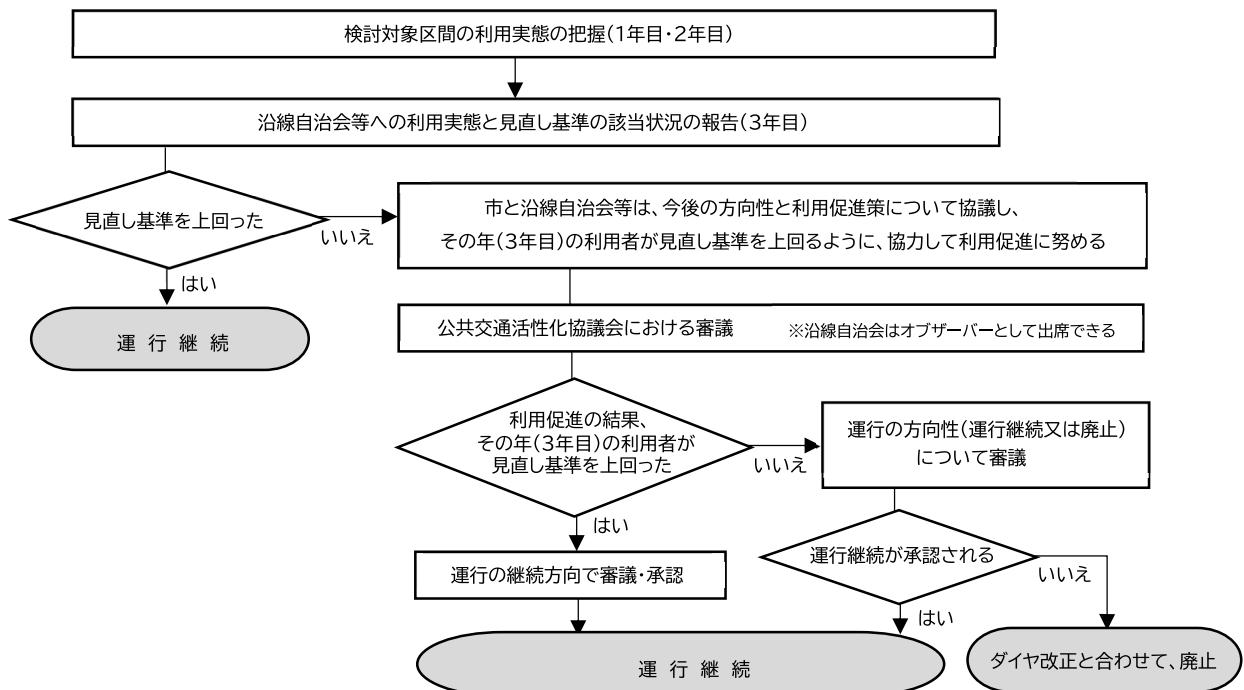
あやバスのダイヤ改正の実施周期を勘案し、原則として5年周期とする。

年 度		1 クール目	2 クール目
R 7	ガイドライン策定	(自治会等への周知)	
R 8		1 年目	
R 9	ダイヤ改正	2 年目	
R 10	地域公共交通計画改定	3 年目	(検討対象区間の決定)
R 11		(廃止の場合は、廃止手続き)	1 年目
R 12	ダイヤ改正	(廃止の場合は、ダイヤ改正)	2 年目
R 13			3 年目
R 14			(廃止の場合は、廃止手続き)
R 15	ダイヤ改正 地域公共交通計画改定		(廃止の場合は、ダイヤ改正)

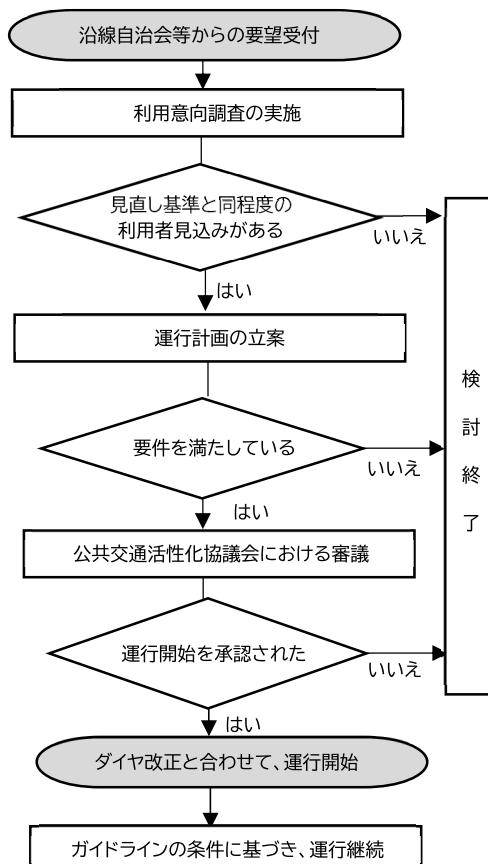
■今後のスケジュール

事前準備 (R 7)	R 7. 1 2	①ガイドラインの検討
	R 8. 1	②地域公共交通活性化協議会での審議・承認
	R 8. 2	③自治会連合会連長会の説明、自治会等への周知
1年目		検討対象区間の利用実態の把握
2年目		〃
3年目		① 沿線自治体等との協議、利用促進 ② 地域公共交通活性化協議会における審議・承認 ③ 廃止の場合は、廃止手続
見直し翌年		運行、又は廃止の場合は廃止手続
見直し翌々年		運行、又は廃止の場合はダイヤ改正

■バス停の廃止及び路線短縮に関する手順の流れ（図－1）



■バス停等の新設及び路線延伸の流れ（図－2）



あやべ市民バス運行区間再構築ガイドライン（案）

1 ガイドラインの目的・位置づけ

綾部市における綾部市民バス（以下「あやバス」という。）の持続的な運行を図るために、定期的に利用者ニーズや地域の実情に応じて運行区間の再構築を検討する必要がある。

本ガイドラインは、「綾部市地域公共交通計画」（令和5年3月策定）及び「綾部市地域公共交通活性化協議会規約」（令和4年4月26日施行）第3条第4項の規定に基づき、あやバス路線の短縮・延伸並びにバス停の廃止・新設など再構築の判断に係る基本的な考え方及び見直し手順を定めるものとする。

2 用語の定義

このガイドラインにおいて使用する用語は、次のとおりとする。

- (1) 「あやバス」とは、綾部市が運行する綾部市民バスをいう。
- (2) 「枝線」とは、幹線から分岐して特定の地域に乗り入れる区間をいう。
- (3) 「検討対象区間」とは、運行の見直しを検討する区間をいう。
- (4) 「沿線自治会等」とは、検討対象区間のバス停がある区域の自治会等をいう。

3 適用範囲

このガイドラインは、綾部市が運行するすべてのあやバス運行路線に適用する。

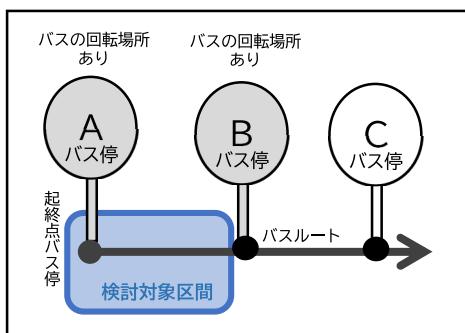
4 検討対象区間

(1) 利用者数の見通しや地域の実情を考慮し、検討対象区間を次のとおりとする。

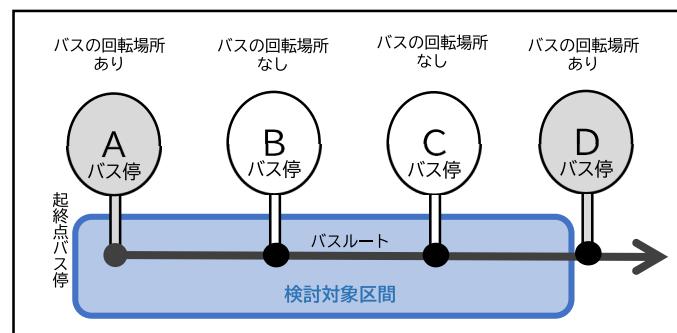
- ア. 起終点のバス停から次にバスが転回できる場所が確保できるバス停までの区間
- イ. 枝線に設置されているバス停から本線までの区間

【検討対象区間の考え方】

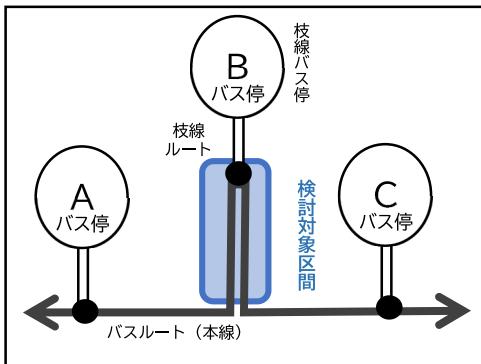
(アの例 1)



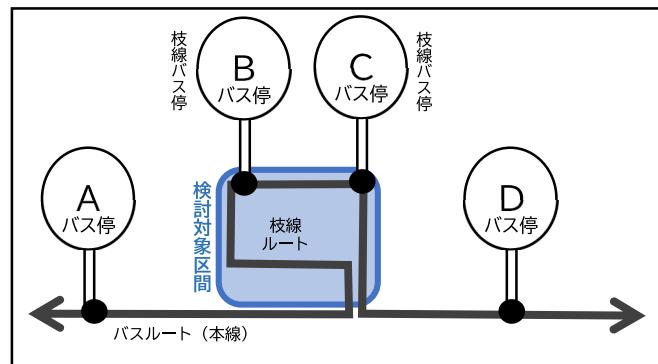
(アの例 2)



(イの例 1)



(イの例 2)



(2) 前項に規定するバス停を含む区間であっても、地域社会において重要な役割を果たしている場合その他特別の事情により、当該区間を廃止することにより利用者等に多大な不利益をもたらすと判断したときは、検討対象区間から外すことができる。

5 再構築の基本方針

(1) 実施周期

本ガイドラインに基づくバス運行区間の再構築は、あやバスのダイヤ改正の実施周期を勘案し、原則として5年周期とする。

(2) 年度ごとの主な作業

1年目：ダイヤ改正の前年（利用実態の把握）

2年目：ダイヤ改正の実施年（利用実態の把握）

3年目：ダイヤ改正の翌年（沿線自治会等との協議、利用促進、綾部市公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）における審議）

4年目：新ダイヤ改正の確定

5年目：新ダイヤ改正の実施

6 見直し基準及び該当状況の確認

(1) 見直し基準

検討対象区間において、月間乗降者数（当該区間に含まれるバス停の乗降者数の合計）が20人を下回る月が、1年間に6か月以上あること。

(2) 見直し基準の該当状況の確認

3年間を1サイクルとして、各年の見直し基準の該当状況を確認し、当該検討対象区間ごとに、第7に定める手順に従い、運行の継続について検討する。

【各年度の該当状況ごとの対応】

区分	見直し基準の該当状況		対応	利用促進後の見直し基準の該当状況	協議会における審議の方向性
	1年目	2年目			
見直し基準を2年続けて上回った場合	○	○	運行	—	—
見直し基準を1年目は下回ったが、2年目は上回った場合	×	○		—	
見直し基準を1年目は上回ったが、2年目は下回った場合	○	×	利用促進	○	運行
見直し基準を2年続けて下回った場合	×	×		×	運行又は廃止
				○	運行
				×	運行又は廃止

※○：見直し基準を上回った ×：見直し基準を下回った

7 バス停の廃止及び路線短縮に関する手順

このガイドラインに基づくバス停の廃止及び路線短縮に関する手順は、おおむね次のとおりとする。

(1) 検討対象区間の利用実態の把握（1年目・2年目）

市は、1年目及び2年目において、あやバス運行事業者と連携し、各検討対象区間の乗降者数調査及びあやバス乗務員へのヒアリング等により、当該区間ごとの利用実態を把握する。

(2) 沿線自治会等との協議及び利用促進（3年目）

市は、3年目において、各検討対象区間の沿線自治会等に対し、当該区間の利用実態を報告し、見直し基準の該当状況に応じて、次のとおり対応する。

ア. 見直し基準を上回った場合は、当該区間の運行を継続する。

イ. 見直し基準を下回った場合は、市及び沿線自治会等は、当該区間の今後の方向性（運行継続又は廃止）及び利用促進策について協議し、協力して利用促進に努める。

(3) 協議会における審議（3年目）

市は、前号に基づく利用促進が行われた検討対象区間について、協議会で利用実態を報告し、その年の見直し基準の該当状況に応じて、次のとおり審議する。

この場合、沿線自治会等は、オブザーバーとして協議会に参加することができる。

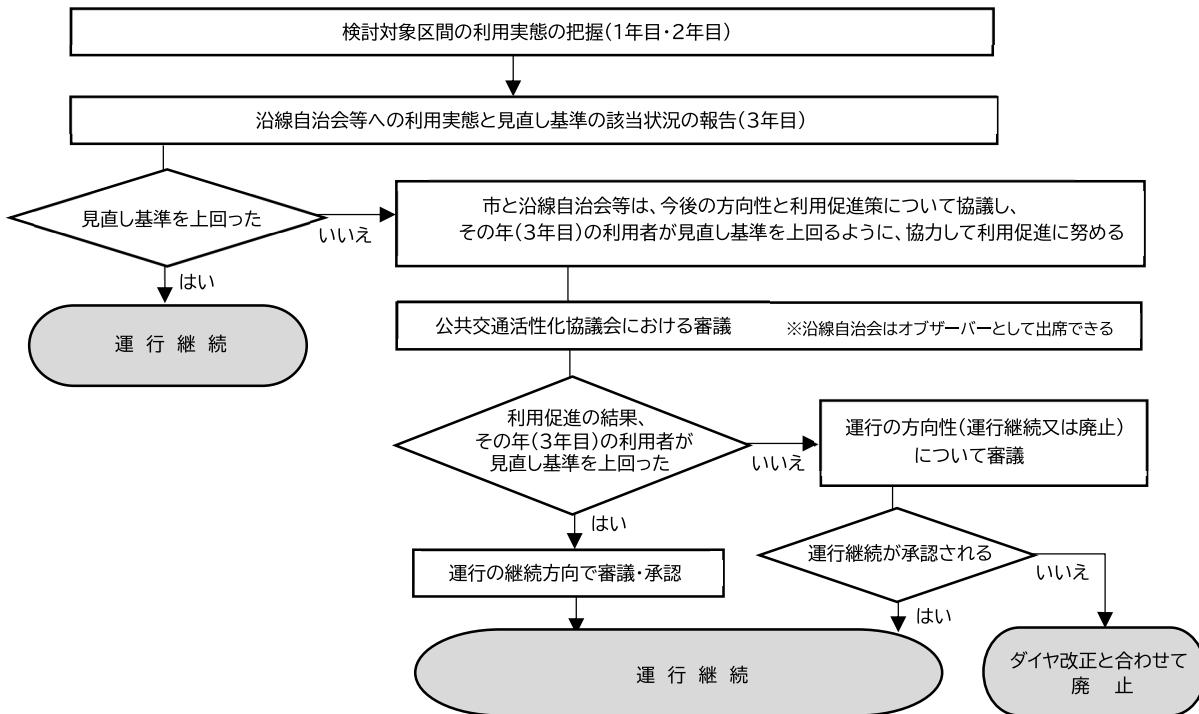
ア. 見直し基準を上回った場合は、当該区間の運行を継続する方向で審議する。

イ. 見直し基準を下回った場合は、当該区間の運行の方向性（運行継続又は廃止）について審議する。

(4) 運行区間の廃止手続（4年目）

協議会において当該運行区間の廃止について議決がなされた場合は、市は、次期ダイヤ改正時において、当該運行区間の廃止に係る必要な手続を行う。

【バス停の廃止及び路線短縮に関する手順の流れ】



8 バス停等の新設及び路線延伸に関する手順

このガイドラインに基づくバス停等の新設及び路線延伸に関する手順は、おおむね次のとおりとする。

(1) 沿線自治会等からの要望の受付

市は、沿線自治会等からの要望を受け付けるものとする。この場合、個人が要望する場合も、原則として当該地域の自治会等が必要性を検討し要望を行うものとする。

(2) 利用意向調査の実施

沿線自治会等は、アンケート又は聞き取り等により利用意向調査を実施し、見直し基準と同程度の利用者数が見込めることを市に示すものとする。

(3) 運行計画の立案

市及び沿線自治会等は、前号の結果を踏まえ、協力してあやバスの運行計画を立案する。この場合、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

ア. バス停位置・ルート設定

バス停の位置及びルート設定が、運行上実現可能であること。

イ. 用地の内諾

バス停の設置について、申請者である沿線自治会等が当該用地の土地所有者、その他の関係者等の内諾を得ていること。

ウ. 財政負担・決定権限

バス停等の新設及び路線延伸について、財政負担を鑑み最終的な決定は市が行うものとし、その際、市は申請者に対して判断理由を説明する責任を負うこと。

エ. 鉄道駅・市立病院前への乗り入れ

路線を延伸する場合は、鉄道駅（原則として綾部駅）及び市立病院前へ乗り入れること。

(4) 綾部市地域公共交通活性化協議会における審議

市は、協議会において前項の運行計画に基づくバス停等の新設及び路線延伸について審議する。この場合、沿線自治会等は、オブザーバーとして協議会に参加することができる。

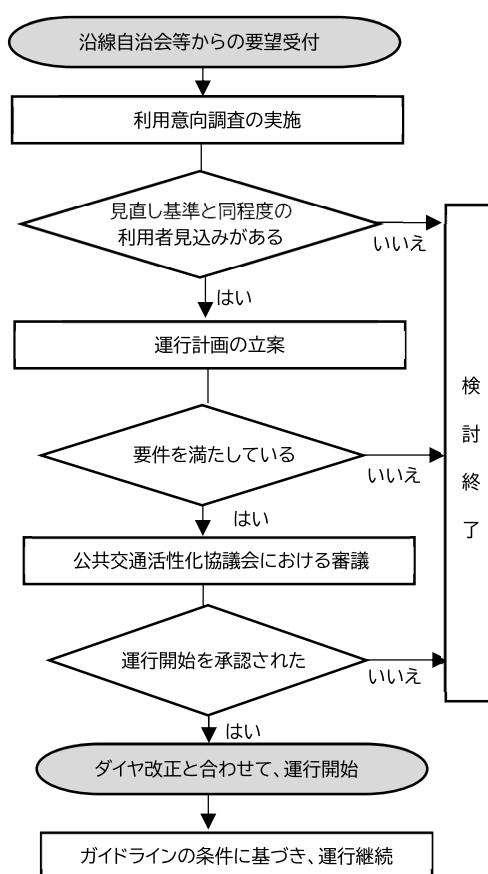
(5) 運行開始の手続き

協議会において、バス停等の新設又は路線延伸について議決がなされた場合は、市は、次期ダイヤ改正時において、運行開始に係る必要な手続を行う。

(6) 運行後の取扱い

前号の規定により運行を開始した区間については、本ガイドラインに定める見直し基準の条件を、当該区間の運行継続条件とする。

【バス停等の新設及び路線延伸の流れ】



付則

- 1 このガイドラインは、令和8年4月1日から施行する。
- 2 このガイドラインの施行において、第5に定める実施周期の1年目を令和8年度として適用する。

口上林地区の交通とくらしを考える会の運送区域の変更について

口上林地区の交通とくらしを考える会における運送区域に軽微な変更があつたため報告します。

変更理由:主たる運送先の綾部市八津合町にある中上林診療所が、施設の老朽化に伴い、同一町内の中上林公民館に移転するため。

(移転前住所)

- ・中上林診療所 住所:綾部市八津合町神谷2-2

(移転後住所)

- ・中上林公民館 住所:綾部市八津合町繩手1

なお既に八津合町内は運送区域として届け出をしており、今回は、軽微な変更となるため更新申請は不要となります。

